



発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による道路位置の指定……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…

告示

●東京都告示第八百二十六号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年七月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の位置
指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条 令和六年七 多摩市大字和 延長
第一項第五号 月五日 田字一号六番 七・六一
の規定による 三十四 幅員 四・二〇
道路

●東京都告示第八百二十七号

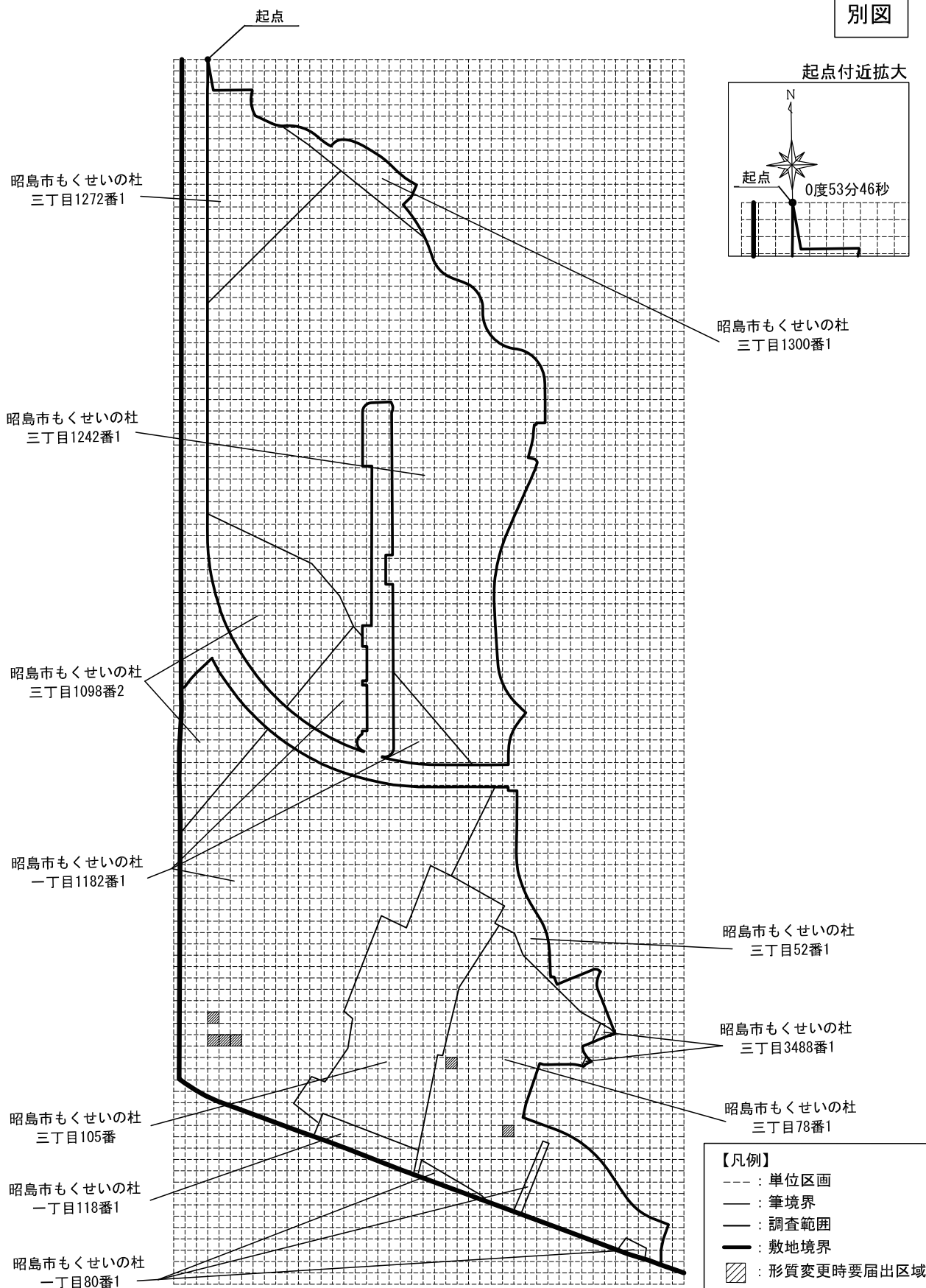
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（昭島市もくせいの杜一丁目及びもくせいの杜三丁目地内）
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】

X座標:-39865.7415、Y座標:-32032.5919

※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】

0度53分46秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051

リサイクル適性

この図は、環境省の「環境配慮型印刷」の基準に準拠して作成されています。